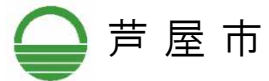


## お知らせ

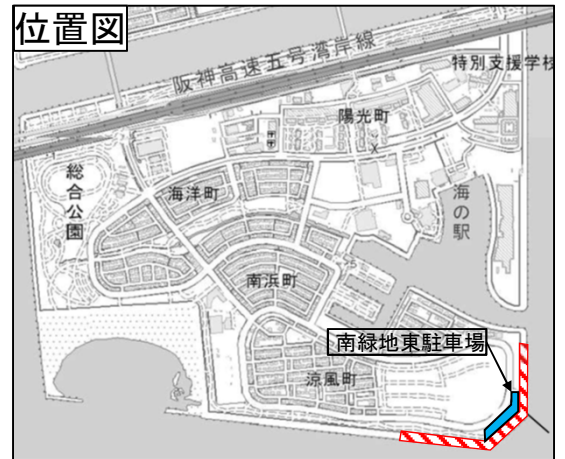


## 南芦屋浜南護岸等の一部開放(試験開放)について

令和4年10月28日(金)午後には南護岸等の一部を開放しますのでお知らせします

## 一部開放の概要

1. 期間  
令和4年10月28日(金)～未定  
※令和5年5月中旬に開放の継続について判断します[下記]
2. 時間  
6時～20時(これまでと同様に夜間は閉鎖します)
3. 区域(範囲)  
約550m区間(右図の赤斜線範囲)  
※南護岸南東部及び東護岸南側の一部  
※海際への侵入は5箇所のスロープから可能



## 事前対策

1. 注意喚起看板の設置  
開放前に注意喚起看板を設置します。注意喚起の内容は次のとおりです。  
ゴミの放置、騒音、火気の使用、利用時間の厳守 等
2. 南緑地東駐車場周辺の違法駐車対策  
現在閉鎖している南緑地の東駐車場を開放しますので、周辺道路に違法駐車対策を実施します。

## 開放後の対策

1. マナー向上のための啓発活動の実施  
利用者に対して、ゴミ捨て禁止やアイドリングストップ等に関する啓発ビラの配布や声かけを行います。
2. 清掃活動の実施  
週3回程度の清掃活動を実施します(毎回2～3名で2時間程度のゴミ収集を行い、パッカー車による搬出、処分を行います)。
3. 状況把握のための巡回を実施  
県、市、管理業者等により巡回を行い、状況を把握し更なる対策の必要性を検討します。

## 開放期間の延長に関する判断

1. 時期  
令和5年5月中旬
2. 判断方法
  - ・利用マナーに著しく問題があると判断した場合は、令和5年5月20日頃を目処に閉鎖します。
  - ・追加対策の必要性が認められるが、既対策により一定の効果が発揮されており、継続的な状況把握を行うべきだと判断した場合は開放を継続するとともに、範囲の拡大を行います。

**護岸の一部開放は試験的な取り組みです。ゴミの放置、火気の使用などによる護岸の破損や汚損、騒音などの迷惑行為が数多く発生した場合、護岸の開放を取りやめる可能性があります。**

**今後も皆さんに気持ちよく利用していただくため、ルールやマナーを守ってご利用下さい。**

お問合せ先:兵庫県 尼崎港管理事務所  
芦屋市 都市建設部 道路・公園課

06-6412-1411  
0797-38-2065



兵庫県  
Hyogo Prefecture

# お願い



芦屋市  
Ashiya City

護岸の一部開放は**試験的な取り組みです**。ゴミの放置、火気の使用などによる護岸の破損や汚損、騒音などの迷惑行為が数多く発生した場合、**護岸の開放を取りやめる可能性があります**。今後も皆さんに気持ちよく利用していただくため、ルールやマナーを守ってご利用下さい。

南芦屋浜の護岸周辺では下記の内容をお守り下さい

## ゴミはお持ち帰り下さい

護岸周辺にゴミ箱はありません。弁当、空き缶、ペットのふんなどのゴミは各自で持ち帰りましょう。釣針の放置は、子供やペットのケガにつながる可能性があります。また、釣リエサの放置は悪臭の原因になりますので必ず持ち帰りましょう。海や護岸をきれいに！！

## 大声や大きな音は近隣の方々の迷惑になりますのでお控え下さい

近くに住宅があります。大声や大きな音は不快に感じる場合がありますので控えていただき、皆さんが快適と思える空間づくりに心がけて下さい。

## 火気の使用は護岸を傷つけるおそれがありますのでおやめ下さい

この場所でのバーベキューや花火など火気の使用は、護岸等を傷つけたり、汚したりするおそれがありますのでおやめ下さい。

## この場所の利用は20時までです。時間を厳守して下さい

20時に陸側にある門扉等を閉鎖しますので、それまでに護岸の海側から出て下さい。

お問い合わせ先

兵庫県 尼崎港管理事務所 高潮対策推進課 06-6412-1411  
芦屋市 都市建設部 道路・公園課 0797-38-2065